

拙速な人権委員会設置法の制定等に反対する意見書

国は、去る9月19日に人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案を閣議決定し、再度閣議決定の上、次期臨時国会に提出する予定である。

この法案では、法務省の外局として人権委員会を設置し、人権侵害行為があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて救済措置を行うこととなっているが、そもそも「人権侵害行為」の定義が不明確であるため、人権救済の名のもとに、人権委員会が自らの判断で表現活動に介入することができることから、恣意的に運用される危険性があり、憲法で保障された表現の自由の抑圧や逆に新たな人権侵害を引き起こす危険性があることを本県議会は以前から指摘しているところである。

こうした疑念や危惧は国民の間にも根強くあり、それが払拭されないまま今回、唐突に閣議決定されたことは誠に遺憾であり、法案提出は到底容認できるものではない。

よって、国においては、さまざまな問題をはらむ人権委員会設置法を拙速に制定すること等のないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月12日

徳島県議会議長 檜 本 孝